

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十六号

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。